

消防団メール運用要領

制定 令和7年3月24日消防局長決裁

1 適用

この要領は、熊本市消防指令管制システムと連動して、災害情報をメール配信する「消防団メール（以下「メール」という）」において適用する。

2 目的

消防団への迅速・確実な災害情報伝達のため、常備消防への出場指令と同時に、希望する消防団員等のメールアドレスへ指令住所・災害種別等の情報伝達を行うことにより、消防団の適切な現場活動に繋げていくことを目的とする。

3 メール配信内容

(1) メール配信する内容は、以下のとおりとする。

- ① 災害種別
- ② 指令時刻
- ③ 指令住所（番地、号を含む）
- ④ 出場区分
- ⑤ 地図表示URL

(2) メール配信する災害種別は、以下のとおりとし、第1出場指令及び第2出場指令を配信するものとする。ただし、事後聞知火災は配信しないものとする。

- ① 熊本市消防団
 - ア 建物火災（中高層建物火災含む）
 - イ 林野火災
 - ウ 救助 列車事故
 - エ 救助 海難事故
- ② 益城町、西原村
 - すべての火災

4 メール受信登録者

(1) 熊本市消防団

メール受信を希望する消防団員

(2) 益城町、西原村

益城町役場及び西原村役場の消防団担当職員

5 運用時の留意事項

- (1) メールにて配信する情報は、災害住所の詳細を記載し、前項に規定するメール受信登録者（以下「消防団関係者」という）に限定した情報提供であるため、消防団活動にのみ利用することとし、目的外の利用はしないものとする。
- (2) 受信したメールを、消防団関係者以外の者や他の端末等に転送することは禁止する。
ただし、各市町村の消防団担当課長の承認を得た場合はこの限りでない。

6 管理

- (1) メール配信するシステムの契約点検等の維持管理は、情報司令課にて実施するものとする。
- (2) 消防団関係者の管理は以下のとおりとし、入退団等の登録者管理を確実に実施し、消防団関係者以外の者が登録することがないように管理を徹底する。

所 属	管理対象	備 考
情報司令課 情報管理班	すべて	
警防課 消防団班	すべて（益城町、西原村を除く）	防災サポーター、翔華隊 ラッパ・トランペット隊
中央消防署 計画管理班	第1方面隊、第2方面隊	
東消防署 計画管理班	第3方面隊、第4方面隊	
西消防署 計画管理班	第5方面隊、第6方面隊、第7方面隊	
南消防署 計画管理班	第8方面隊、第9方面隊、第10方面隊、 第11方面隊、第12方面隊	
北消防署 計画管理班	第13方面隊、第14方面隊、 第15方面隊、第16方面隊	
益城町役場 危機管理課	益城町 消防団担当職員	
西原村役場 総務課	西原村 消防団担当職員	

- (3) メール受信登録は、所属・担当する消防団の災害情報のみ受信できるものとする。
- (4) メール受信登録は、一人につき、一つのメールアドレス登録を限度とする。
- (5) メール受信登録時、消防団関係者の姓名（フルネーム）の記載がないものは、各所属にて登録者と連絡を取り、本人確認ができないものは登録を削除するものとする。
- (6) 第2出場のメール受信設定は、各所属にて登録するものとする。
- (7) 消防分団毎に割り振られたアクセスコードは、情報司令課にて定期的に変更するものとし、半角英数字4文字以上を組み合わせ、容易に推察できないものとする。

7 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年3月31日から施行する。